



幹本
申7号

「新幹線総合車両センターにおける

休業指示に関する申し入れ」の団体交渉を行う！①

1. 新幹線総合車両センターにおいて休業を指示する目的及び実施期間を明らかにすること。

(組合) 1年も経たないうちに休業に至った経過を明らかにすること。

(会社) コロナ感染症拡大の影響に加え、福島県沖地震も相まって運転本数が減少。それに伴って全台検工程の調整を行い、9月に非稼働日を設定した。

(組合) 勤務の取扱いを休業とした理由を明らかにすること。

(会社) 現在も危機的経営状況であり、通期の黒字化が必達である。非稼働日の設定、および休業の取扱いを行うことで、将来に対して社員が安心して働ける環境をつくる考えである。

将来的に社員が安心して働ける環境をつくりだすための術であることを確認！

(組合) 休業を実施した場合においても、組合員・社員の雇用は変わらずに確保すること。

(会社) 今回の休業においては、雇用維持に資するものである。

雇用に影響がないこと、雇用維持に資するための休業実施であることを確認！

(組合) 期間およびコストダウン効果について明らかにすること。

(会社) 非稼働日は9月5～9日と12～15日の9日間、休業は9月1～30日。動力費で約820万円を見込んでいる。雇用調整助成金の申請も検討している。

2. 休業対象となる科・対象者及び各日の実施規模を明らかにすること。

(組合) 対象となる科、規模について明らかにすること。

(会社) 車体科と台車科を中心に、すべての社員が対象。輸送管理科の現場社員についても、繁忙期・冬季体制期間でないため、今回は対象。非稼働日については、1日あたり約230名を想定している。

3. 休業期間中における勤務と賃金の取扱いを明らかにすること。また、賃金の減額を行わないこと。

(組合) 休業を実施する場合は、前回と同様に賃金の減額を行わないこと。

(会社) 前回と同様、エルダー社員も含め賃金の減額はない。

**前回と同様、有給休暇に準じて取り扱うため賃金の減額がないことを確認！
賃金の減額によるコストダウンを目的とした休業実施でないことを確認！**

(組合) タブレットの使用も含め、休業期間中に業務を行わせないこと。

(会社) 業務に起因する使用はしないように周知していく。



その2へ